

南房総市男女共同参画推進計画

みんなが
男性も女性も 支えあい助けあう 住みよい地域
～お互いの可能性を広げていこう～



平成21年3月



はじめに



少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、時代は著しく変化し続けています。こうしたなか、健康・安全・安心で幸せを感じるまちづくりを進めるために、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の形成が必要となっています。

合併前、計画を策定していた町村がなかった経緯を踏まえ、この計画では、男女平等の意識づくりに向けた課題の整理とその方向性を示すことが大切です。本市では、策定にあたり、学識経験者および市民13名からなる男女共同参画推進会議を設置し、市民意識調査結果などを踏まえた協議を重ね、計画の素案を策定していただいております。これを受け、南房総市の良い面を活かした男女共同参画のあり方を示し、課題解決に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するために、「男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

計画では、「男性も女性も 支えあい助けあう 住みよい地域 ～お互いの可能性を広げていこう～」を将来像とし、6項目の基本目標を掲げ、まずは、家庭における男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を中心とした施策の展開を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでなく、市民、各種団体および事業者の皆様が、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において、その必要性を理解し、それぞれが主体的に取り組を進めていただくことが何より重要です。男女共同参画社会が南房総市にしっかり根づくよう皆様とともに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、意識調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、熱心に協議いただきました南房総市男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

南房総市長 石井 裕

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の背景.....	2
3. 計画策定の視点.....	6
4. 計画の期間.....	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1. 将来像.....	7
2. 南房総市らしいアプローチ.....	8
3. 計画の体系.....	9
第3章 施策の展開	11
基本目標1 みんなで支えあう家庭づくり（家庭・働き方）.....	11
基本目標2 男女の力を活かした活力ある産業づくり（産業）.....	17
基本目標3 性別や世代にとらわれず参加する地域づくり（地域）.....	23
基本目標4 生涯にわたるからだところの健康づくり（健康）.....	27
基本目標5 一人ひとりの可能性をみつける意識づくり（意識）.....	31
基本目標6 みんなで話題にできる推進体制づくり（推進）.....	35
第4章 参考資料	39
1. 策定の経過.....	39
2. 策定体制.....	40
3. 南房総市男女共同参画推進会議設置条例.....	41
4. 南房総市男女共同参画推進会議委員名簿.....	42
5. 南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領.....	43
6. 男女共同参画社会基本法.....	44
7. 男女共同参画に向けた国内外の動き（国際婦人年以降）.....	48
8. 推進会議への諮問・答申.....	51
9. 用語解説.....	53

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化など、市民生活を取り巻く環境は急激に変化しています。

このような社会情勢のなか、わが国では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現が、これまで以上に求められています。

また、高齢化・過疎化が進む本市にあって、市民と行政が協働*し、活力あるまちづくりを進めていくためには、男女が家庭・職場・地域などあらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要になっています。

これらを踏まえ、男女共同参画社会*の実現をめざし、南房総市の特性に立脚した男女共同参画のあり方を示すとともに、課題解決に向けた指針となる南房総市男女共同参画推進計画を策定します。



2. 計画策定の背景

(1) 世界・国・県の動き

【世界の動き】

- 女性の地位向上をめざす世界的な動きは、1975（昭和50）年に、国連が「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択したことから始まりました。国連は翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」に向けた取り組みを各国が行うこととなりました。
- 1979（昭和54）年には、国連が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択しました。この条約では、女性差別が定義され、固定的な性別による役割分担の考え方を見直す必要性が盛り込まれています。また、法律のみならず慣習・慣行なども問題とし、男女平等を実質的に促進するため、ポジティブ・アクション※（積極的改善措置）をとることは差別にあたらないとされました。
- 1993（平成5）年には、国連が「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、女性に対する暴力が女性への人権侵害とされたことにより、国際社会において女性への暴力根絶が課題として認識されました。
- 1995（平成7）年の「第4回世界女性会議」では、国連が「北京宣言」と「行動綱領」を採択して、各国政府による行動計画の策定を求め、女性の能力開発の指針となりました。2000年以降もこの会議の成果をもとに、各国の女性政策の実施状況の評価や見直しが行われています。
- このように国連は、4度にわたる「世界女性会議」の開催などを通じ、各国の女性政策の推進に大きな影響を与えています。国際社会では今日に至るまで、国連が示した女性の地位向上をめざす考え方を受け、さまざまな取り組みが進められています。

【国の動き】

- 国は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を取り入れるため、1977（昭和52）年に初めての「国内行動計画」を策定し、これ以降、男女平等に関する法律・制度の整備を進めてきました。
- 1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。この条約を批准するために、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定が行われ、中学や高校での家庭科の男女共修が実現するなど、国内の法律・制度の整備が大きく進むこととなりました。
- 少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、1999（平成11）年には、男女共同参画社会^{*}の実現をめざす初めての国内法である「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、この男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会^{*}の形成を総合的・計画的に推進することを目的として「男女共同参画基本計画」を策定し、2005（平成17）年には第2次基本計画も策定しています。
- 近年では、就業の場において性別にかかわらず能力発揮がより一層進むよう「男女雇用機会均等法」を改正しました。また、女性に対する暴力根絶のために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）を改正し、基本計画の策定などを市町村の努力義務としました。さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*}）を重視し、企業に対する働きかけなどを行っています。
- このように国は、家庭や職場における男女の地位の平等に向けた法制度などを整備してきましたが、欧米社会と比べると、わが国ではいまだ女性の社会参画が進んでいないと言われています。そこで、国は男女共同参画社会^{*}の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、より一層の推進を図っています。

【県の動き】

- 千葉県は、1981（昭和56）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定して以来、さまざまな取り組みを進めてきました。
- 2001（平成13）年には、千葉県における男女共同参画を推進するため、国が制定した男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、「千葉県男女共同参画計画」を策定し、2006（平成18）年には第2次計画も策定しています。
- 2004（平成16）年には、千葉県における男女共同参画に関する現状と課題を把握するため、「男女共同参画社会^{*}の実現に向けての県民意識調査」を実施しました。
- 近年問題となっているDV対応としては、2002（平成14）年に「千葉県女性サポートセンター」を開設し、相談支援や緊急一時保護などを行っているほか、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」（DV防止基本計画）も策定しています。

(2) 市民の意識

この計画の策定にあたって、市は男女共同参画に関する市民の意識を把握するため、平成 19 年に市民意識調査を実施しました。ここでは、調査結果の概要を掲載します。

①男女平等に関する考え方

- 男女の地位について、学校教育の場では平等、社会全体や社会通念・慣習では男性が優遇されていると認識されています。
- 男女共同参画の推進に関心がある人は半数いますが、「わからない」という人も多い状況です。
- 男女が平等になるために最も重要なことは、女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実と考えられています。
- 「男は仕事、女は家庭」と思わない人が半数以上となっています。
- 男（女）の子は男（女）の子らしく育てる方がよいとする傾向が、県より高い傾向にあります。
- 男女共同参画に関する用語については、日常生活に身近な用語は知っているものの、男女共同参画の概念にかかわる用語の認知度は低い状況にあります。

②家庭生活と職業

- 家事・育児・介護は主に妻が担っているのが現状です。また、理想は「夫婦ともに」家事などを担うことですが、「主に妻」が担当するよう望まれることも多い状況です。
- 男性が家事などに積極的に参加するためには、家庭内での役割分担についてよく話しあうことが大切だと考えられています。
- 女性のあるべき働き方として、子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよいと考える人が半数を占めています。
- 男女が仕事と家庭を両立するためには、周囲の理解と協力が重要だと考えられており、本市に特徴的なことといえます。
- 男女共同参画社会^{*}の実現に向けて市が取り組むべきこととしては「仕事と子育て・介護を両立するための公的サービスを充実すること」が一番に求められています。

③少子・高齢化

- 出生率低下の原因は、子育てを支える社会的仕組みや経済的支援が整っていないからだ認識されています。
- 老後については、健康や生活費のことを不安に思う人が多くなっています。また、女性はホームヘルパーや老人ホームに、男性は配偶者に介護してもらいたいと考える傾向がみられます。

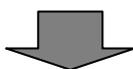
④女性に対する人権問題

○女性への暴力は人権侵害だと思う人が大半であるものの、セクシュアル・ハラスメント※（セクハラ）については、「ささいなことまでセクハラと言うのは、人間関係をギクシャクさせる」と思う人の割合が高く、言い出しにくい状況がみられます。

⑤社会活動などへの参画

○審議会などへの委員登用については「性別にこだわらない」と「女性が増えた方がよい」が拮抗しています。

○地域活動への参画状況は、町内会・自治会などへの参画が主ですが、女性の方が男性と比べて参画している人が少ない状況にあります。

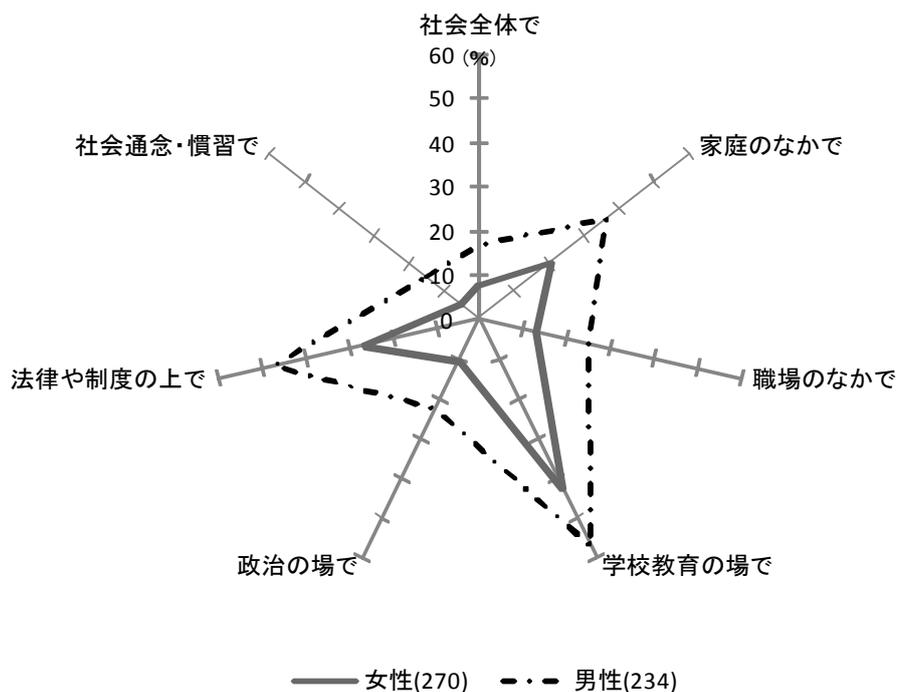


《市民意識調査からみた計画策定にあたっての課題》

- ☆南房総市の特性（農山漁村等）を踏まえた取り組みの推進
- ☆男女共同参画のための意識の高揚
- ☆子育て支援の充実
- ☆女性の社会参画の推進

図表 男女の地位が「平等」となっていると思う人の割合（男女別）

いずれの場においても、男女の地位は平等であるという意識は、女性より男性の方が高くなっており、男女による認識の相違が表れています。



3. 計画策定の視点

合併前の旧7町村には男女共同参画計画がなく、本市としても初めての計画となることから、この計画では、男女平等の意識づくりに向けた課題の整理とその方向性を示すことが大切であると考えます。

そのため、「市民一人ひとりの意識の高揚」「男女共同参画の環境づくり」「関連計画との整合性の確保」に留意して計画を策定します。

(1) 市民一人ひとりの意識の高揚

市民が暮らしていくうえで、最も身近な環境は家庭です。そこで、まずは、家庭における男女共同参画社会*の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」といった性による固定的役割分担意識にとらわれず、家庭・地域・職場において男女がともに参画し、担いあう環境づくりに向けた意識啓発を重視した計画とします。

(2) 男女共同参画の環境づくり

子育てや介護、就労などにおける女性への支援や、政策・方針決定の場や地域活動など、あらゆる分野における女性の参画を促すことにより、男女がともに参画し、責任を担いあいながら、社会を支えていく環境づくりをめざした計画とします。

(3) 関連計画との整合性の確保

この計画は、国が示す男女共同参画社会基本法の基本理念と、千葉県の男女共同参画計画の内容を勘案して策定します。

また、総合計画の基本構想および基本計画との整合を図った計画とするほか、子育てや介護などの分野別の関連計画の内容との整合性を確保します。

4. 計画の期間

計画期間は、平成21年度を初年度とし、平成25年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 将来像

本市ではこれまで、恵まれた自然環境のなか、伝統的な生活様式や温かみのあるコミュニティ、農業・漁業・観光といった基幹産業を保ちながら、人々は日々の暮らしを営んできました。

しかし、近年では、社会・経済状況の著しい変化により、人々の生活のあり方も変容し、また少子高齢化、過疎化によって、地域活動が困難になっている場合も見られるようになりました。

このような本市の特性を踏まえ、この計画では、一人ひとりが個性と能力を発揮して、社会に参画し、お互いに支えあい助けあって、うるおいと活力ある南房総市とすることをめざし、男女共同参画社会^{*}の実現に向けた将来像を、次のように設定します。

みんなが
男性も女性も 支えあい助けあう 住みよい地域
～お互いの可能性を広げていこう～

「男性も女性も」

性別や世代にとらわれず、一人ひとり（“みんな”）がまちづくりに参画し、男女がともに責任を担いあうさまを表します。

「支えあい助けあう」

家庭・地域・職場など、さまざまな場面で協力しあうさまを表します。

「住みよい地域」

一人ひとりが自分の可能性をみつけられる、うるおいと活力に満ちた住みやすい地域社会をつくり上げるさまを表します。

「お互いの可能性を広げていこう」

地域のみんが、お互いの個性を尊重しあい、一人ひとりが存分にその能力を活かしていけるさまを表します。

2. 南房総市らしいアプローチ

この計画では、本市の特性を踏まえ、性別にとらわれず、一人ひとりが能力を発揮できる“男性も女性も(みんなが) 支えあい助けあう 住みよい地域”を実現するため、その実現に向けた“南房総市らしいアプローチ”(計画の理念)を、次のように定めます。

1 家族のみんなで協力しあう

暮らしの最も基礎的な単位は家庭です。このため、男女共同参画社会^{*}の実現に向けては、まず、家庭における男女の助けあいを重視し、家事・子育て・介護など、家庭の仕事が女性に偏ることのないよう、家族のみんなが協力しあう意識の醸成に努めていきます。

また、男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活を両立できる環境づくりを重視していきます。

2 地域みんなで盛り上げる

農業・漁業・観光といった産業と、お互いの顔が見える温かいコミュニティが南房総市の特徴ですが、近年では、その維持が難しくなっている地域もみられます。このため、地域コミュニティでの慣習やしきたりなどの良い伝統は受け継ぎつつ、だれもが発言し、参加しやすい環境をつくり出し、性別や世代にとらわれずみんなで地域を盛り上げます。

また、地域活動の担い手・産業の担い手としての女性の力を、積極的に活かしていきます。

3 一人ひとりの理解を深める

男女を超えた“自分らしさ”の実現に向けて、市民一人ひとりが自分自身を見つめ直し、新たな可能性を見つけられるよう、また、自分自身の行動の責任を担い、自立した人間として自己実現を図っていけるよう、男女共同参画の基礎となる意識づくりを進めます。

特に、一人ひとりが身近なこととして感じ、理解するといった日常生活での気づきを大切にし、わかりやすい言葉を用いながら啓発活動などを進めていきます。

3. 計画の体系

将来像

南房総市らしい
アプローチ

実現のための取り組み

男性も女性も

支えあい助けあう

住みよい地域

お互いの可能性を広げていこう

家族のみんな
協力しあう

基本目標 1 (家庭・働き方)

みんなで支えあう家庭づくり

- 《1》男女がともに担い、支えあう家庭環境づくり
- 《2》子育てと仕事の両立への支援

基本目標 2 (産業)

男女の力を活かした活力ある産業づくり

- 《1》女性が働きやすい環境づくり
- 《2》女性のパワーを活用した元気な産業づくり

地域
のみんな
で盛り
上げる

基本目標 3 (地域)

性別や世代にとらわれず参加する地域づくり

- 《1》地域における男女共同参画の促進

基本目標 4 (健康)

生涯にわたるからだところの健康づくり

- 《1》からだところの健康づくり
- 《2》だれもが生涯にわたり、いきいきとそ
のらしく暮らせる環境づくり

一人
ひとりの
理解を
深める

基本目標 5 (意識)

一人ひとりの可能性を見つける意識づくり

- 《1》人権の尊重
- 《2》学校や地域における男女平等教育
- 《3》地域における制度・慣行の見直し

基本目標 6 (推進)

みんなで話題にできる推進体制づくり

- 《1》みんなで取り組む体制づくり
- 《2》市役所における男女共同参画推進事業

第3章 施策の展開

基本目標1 みんなで支えあう家庭づくり（家庭・働き方）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、子育てと仕事の両立への支援を行い、男女がともに担い、支えあう家庭環境づくりをめざします。

- 市民意識調査によれば、これまで本市では「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識のもと、炊事・掃除・洗濯などの家事、育児、介護など家庭の仕事は、もっぱら女性が担っており、仕事を持つ女性ほど、仕事と家庭の両立が負担となる傾向にありました。
- 近年、共働き世帯が増え、特に若い世代では男女が家事や育児を分担する家庭が多くなってきています。今後は、家庭のなかでの育児の助けあいを進めつつ、家族や職場など周囲の理解を得ながら、男女がともに家庭に参画することが望まれています。
- 働く女性が増えるなかで、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。特に、乳幼児を預けられる施設の充実、子どもの病気や親の急な用事に対応できる保育サービスが必要であり、このような地域における子育て支援の充実が求められています。
- 子育てのために一旦仕事を辞めると、復帰することは困難な場合が多くなっています。新しい仕事を得られたとしても、正社員でなくパートやアルバイトなどの不安定な待遇で、また仕事内容も補助的なものが多くなっています。このため、意欲ある女性の再就職支援、起業支援などを行っていく必要があります。
- 職場の理解も重要で、育児・介護休業の取得促進、フレックスタイム制度※、短時間勤務制度の導入など、柔軟な働き方を可能にする環境づくりが大切になってきます。



実現のための取り組み

《1》男女がともに担い、支えあう家庭環境づくり

1. 【地域子育て支援拠点事業】

(子育て支援課)

家庭や地域における子育て機能の向上、子育て中の親の孤独感や負担感の軽減をめざして、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

公共施設に地域子育て支援拠点機能を整備することにより、子育て親子の交流の場を提供し、子育てなどに関する相談・援助体制を整えます。また、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習や子育て支援ボランティア養成講座などを実施します。

子育てに関する講習などを開催する際には、子育て中の親が利用しやすいよう託児できる体制づくりなど、サービスの向上に努めていきます。

また、男性の育児参画を促すため、子育てに関する講習を、父親が参加しやすいよう配慮しながら実施するものとします。

2. 【幼・保一元化の検討・推進事業】

(学校教育課・子育て支援課)

子どもを持つ親の多様な就労形態に対応した保育サービスを提供するため、地域の実情や保護者の意向を把握し、他の自治体の事例などを参考として、幼保一元化^{*}や認定こども園の設置について検討・研究します。

3. 【育児サークル活動支援事業】

(子育て支援課)

乳幼児の親子向けのつどいの場などを訪れる親子同士が、交流を深め互いに助けあいながら、子育てを楽しくできるように、親子が主体となる育児サークル活動に対して、講師の派遣や場所の提供などの支援を行います。

サークルづくりのきっかけとなる、地域子育て支援拠点事業、保育所交流事業や公民館教室の実施にあたっては、日時などを考慮して、母親だけでなく父親や祖父母も参加しやすいようにしていきます。

4. 【ひとり親家庭への支援】

(子育て支援課)

ひとり親家庭は、経済面や生活面で不安定な状況にあることが多いため、生活全般の相談に応じ、安定した日常生活が営めるよう自立を支援していきます。

母子家庭については、母親の主体的な能力開発の取り組みと就職を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練給付金などの制度を活用し、母子家庭の経済的な自立促進を図ります。

5.【育児相談事業】

(健康増進課 ほか)

各種乳幼児健診、育児相談や訪問などを通じて、育児不安や心配ごと・ストレス・育児の孤立などの現状を把握し、個別に育児支援を行います。

育児を主に担っている母親の意見を聞くことに加え、父親の悩みもアンケートなどにより把握したうえで、育児は父母が一緒に取り組むものという意識を醸成していきます。

また、育児不安が児童虐待などにつながらないように、広報やホームページ、子育てガイドブック、民生委員・主任児童委員の呼びかけを通じて、児童虐待防止相談体制の周知と活用を促進します。

6.【こんにちは赤ちゃん事業】

(子育て支援課)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供しながら、育児は父母がともに担うものであることを意識づけていきます。また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭への適切なサービス提供につなげます。

また、地域ボランティアである主任児童委員や保健推進員が訪問員として家庭を訪れることにより、子育て家庭と地域をつなぎ、地域全体で子育てを支援する体制をつくっていきます。

7.【子育て支援のネットワーク化事業】

(子育て支援課)

すべての子どもの健やかな育成に向けて、育児不安への対応、虐待防止対策などを進めるために、幼稚園や保育園をはじめ関係機関による「南房総市子育て支援ネットワーク」など地域の連携システムを構築して、子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な対応をめざします。

《2》子育てと仕事の両立への支援

1. 【保育事業（通常保育・一時保育・延長保育）】 （子育て支援課）

保護者が仕事、出産、病気などの理由により、家庭で保育ができない就学前の児童を保育するため、入所希望状況などに応じて、市内保育所での受け入れに努めます。また、保護者の勤務状況などによる居住地以外での保育需要に対応するため、協議の成立した市町村と管外入所を実施します。

保護者の疾病などにより、家庭で児童の保育ができない場合には、その児童を一時的に保育します。また、就労形態の多様化により、保育希望時間が長くなっていることに対応して、延長保育の実施を検討します。

2. 【病児・病後児保育事業】 （子育て支援課）

親が就労している家庭で子ども（0歳から小学校3年生までの児童）が病気になった場合や、病気の回復期にあり保育所などでの集団保育が困難な場合には、近隣市町の診療所と連携して一時的な預かりを実施し、安心して子育てができる環境づくりと、子育てと仕事の両立支援をめざします。

3. 【学童保育事業（放課後児童健全育成事業）】 （子育て支援課）

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校（一部幼稚園を含む）1年生から3年生、および特別支援学校小学部の1年生から6年生の児童が、放課後の時間を安心して過ごせるよう、現在市内10か所の児童厚生施設などで実施されている学童保育事業（放課後児童健全育成事業）を、保護者と市との協働*のもとに充実させていきます。

4. 【仕事・子育ての両立への啓発・広報活動の推進事業】 （子育て支援課）

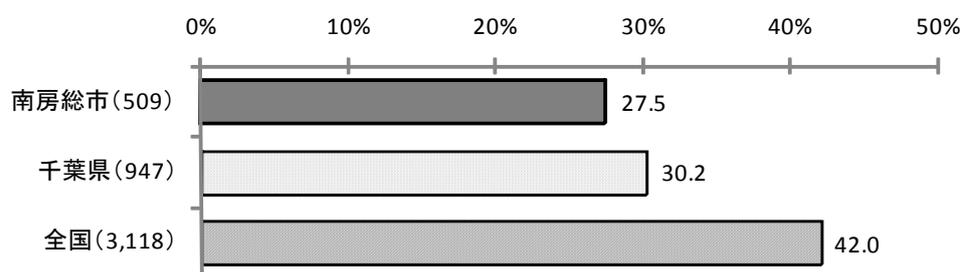
事業所における仕事と子育ての両立に向けた取り組みを進めるために、事業所などに対し、さまざまな機会をとらえながら、関連する法制度や求められる環境づくりなどについての啓発活動を実施していきます。

特に、次世代育成支援行動計画の周知を図り、親自身の育児への意識を高めながら、子育てしやすい職場の環境づくりについて、職場の管理者などに対する啓発を行います。

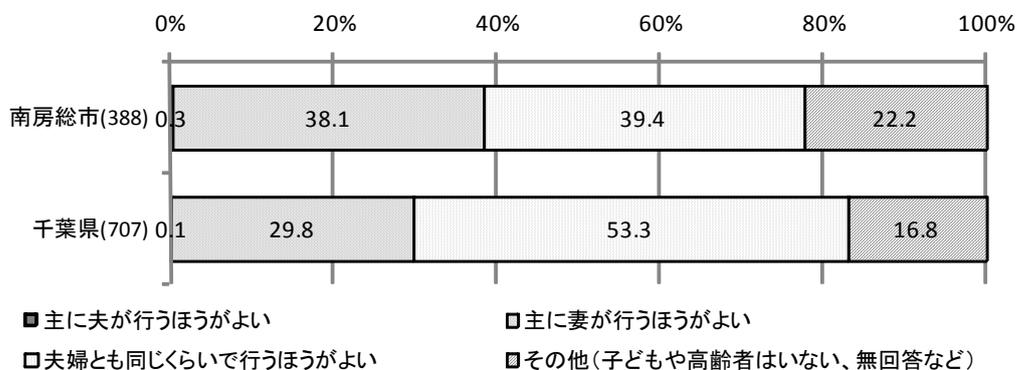
◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
家庭のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	27.5%	40.0%
乳児・幼児の世話を夫婦とも同じくらい行ったほうがよいと感じる人の割合	39.4%	50.0%

図表 家庭のなかで男女の地位が「平等」になっていると感じる人の割合



図表 乳児・幼児の世話の理想的な分担についての考え方



- 主に夫が行うほうがよい
- 主に妻が行うほうがよい
- ▨ 夫婦とも同じくらいで行うほうがよい
- ▩ その他(子どもや高齢者はいない、無回答など)

出典：〔市〕市民意識調査（H19）、〔県〕県民意識調査（H16）、〔全国〕世論調査（H19）



◆コラム～市民の声～

家庭と仕事を男女が支えあい担っていくために、子どもを預けられる時間や場所、方法をもっと柔軟にすることや、子育てしながら働ける環境づくりが大切です。

☆一時保育をもっと気軽に利用できるようにすべき。例えば、事前申請を見直して、息抜き、歯医者に行くなどのニーズにも対応できないか。

☆農繁期などに、期間限定で利用できる保育園があればよい。

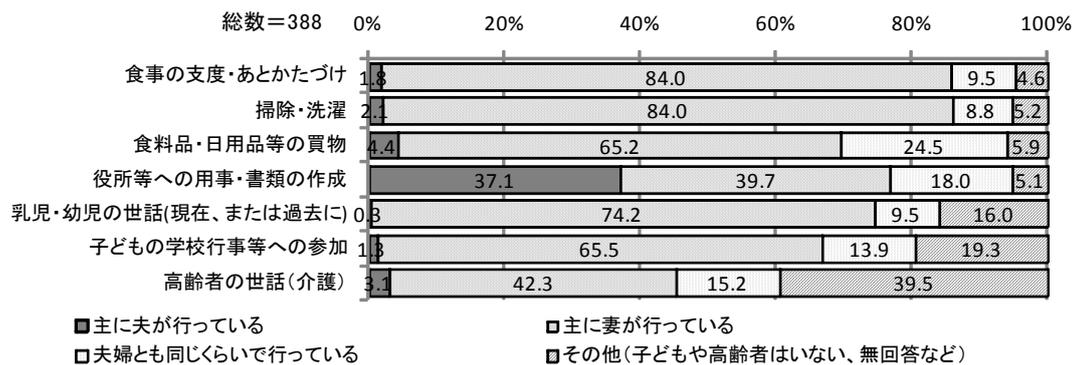
☆加工など朝早い仕事の人でも、子どもを預けられる場所が必要である。

☆既存の保健センターなどをもっと開放して、親子が集まれる場所として有効活用した方がよい。

☆子育てをしながら働ける環境がない。フルタイム、週2～3日などの働き方を自分で選ぶことが難しい。

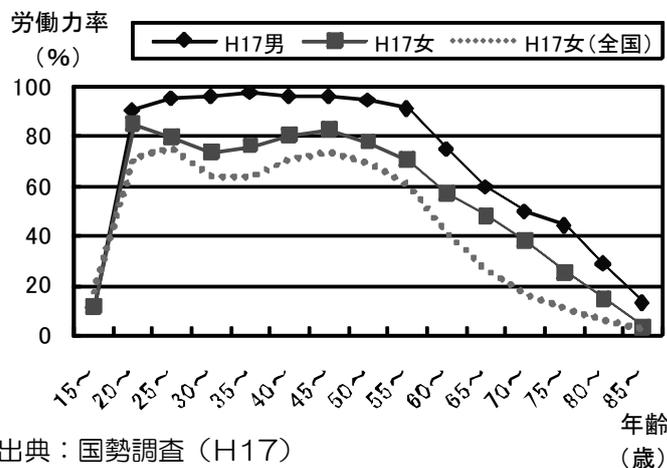
☆家事や子育て、介護の分担などについて、家族で話題にして、話しあうことが大切。

図表 家事等の役割分担



出典：市民意識調査（H19）

図表 本市の女性労働力率（M字カーブ）の状況



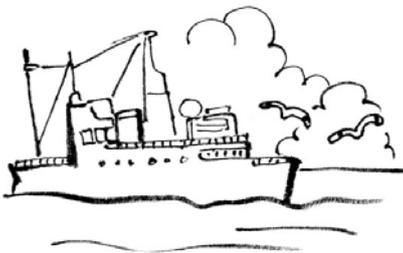
出典：国勢調査（H17）

本市の女性は20～24歳および45～49歳を頂点とし、30～34歳を底とするM字型を描いています。男性より労働力率※が低いものの、全国的女性と比べて女性労働力率※が高いのが特徴で、これは家族従業者として農林漁業に携わる女性が多いためと考えられます。

基本目標 2 男女の力を活かした活力ある産業づくり（産業）

女性の起業や経営参画、女性が働きやすい環境づくりを進め、女性のパワーを活用した元気な産業づくりをめざします。

- 農林漁業や商工業などの自営業では、家族従業であっても、経営者が男性である場合が多いため、女性は補助的従事者となっており、給料や休日などの取り決めで女性の意見が反映されることが少なく、女性が経済的自立を果たしていない状況があります。
- また、こうした自営業では、仕事と家庭の境目がほとんどなく、仕事に加えて家事や子育てなどを担う女性のほうが、休息時間が短くなる傾向がみられます。
- このため、農林漁業や商工業分野において、女性の経営参画や、女性が働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- すでに本市では、農産物・海産物の加工や、道の駅・直売所などでの販売など、農林漁業・商工業・観光の分野などで産業の担い手として活躍する女性もみられますが、今後はさらなる支援が大切になってきます。
- さらに、雇用の場においては、男女の均等な機会と待遇、女性が働きやすい環境が確保されるよう、事業者に働きかけていくことが必要になっています。



《1》女性が働きやすい環境づくり

1. 【担い手の育成事業】

(農林水産課)

■農業

農業の担い手を確保するため、認定農業者^{*}や作業委託を行う農業団体、定年帰農者および定年退職による専業農家への移行者などを支援し、また、県・JA・生産者の連携のもとに、新規就業しやすい環境づくりを進めていきます。

この担い手確保の取り組みのなかで、担い手としての女性の力を活かすため、経営への参画支援、学習の場への参加促進などによって、男女が協力して農業に参画できるようにしていきます。

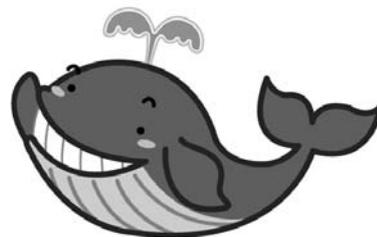
さらには、各種農業関連団体の役員などへの女性の参画を促していきます。

■漁業

漁業の担い手を確保するため、経営安定に向けた営漁計画を推進します。また、県・漁業協同組合などとの連携のもとに、水産教室などを開催して水産業への関心を高めるとともに、新規就業者への支援を推進していきます。

この取り組みのなかで、担い手としての女性の力を活かすため、女性による販売や加工への支援、学習の場への参加促進などによって、男女が協力して漁業を維持・振興していけるよう努めます。

さらには、各種漁業関連団体の役員などへの女性の参画を促していきます。



2. 【労働環境の改善事業】

(農林水産課・商工観光課)

■農業

農業に従事する女性が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で農業に従事する家庭において、家族みんなが意欲と責任を持って働くことができるよう、家族経営協定*の締結を促進します。このことにより、経営主だけでなく農業に従事する家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、話しあいにより決定することを推奨します。

■漁業

漁業に従事する女性が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で漁業に従事する家庭において、経営主だけでなく漁業に従事する家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話しあいにより決定することを推奨します。

■商工業などの自営業

自営業に従事する女性が働きやすい労働環境づくりと、作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援します。

家族で商工業に従事する家庭において、経営主だけでなく商工業に従事する家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話しあいにより決定することを推奨します。

3. 【雇用の場における男女平等の推進事業（事業者への啓発など）】

(商工観光課)

男女がともに働きやすい環境づくりをめざして、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス*)について、市内の事業者にも周知し、その実現に向けて働きかけます。

労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法など仕事をするうえで関係のある法制度、育児・介護休業制度など生活との両立を図るうえで関係のある法制度について周知し、利用促進を図ります。

また、事業者の積極的な取り組みを支援するために、千葉県男女共同参画推進事業所表彰などの制度の普及に努めます。

女性の就業、再就業支援のために、情報の収集や提供などを実施することにより、パソコン技能をはじめとする職業能力の育成を推進します。

《2》女性のパワーを活用した元気な産業づくり

1. 【女性の起業支援】

(商工観光課 ほか)

女性による起業を支援し、就労の場、自己実現の場を確保することをめざします。

また、「地方の元気再生事業」との連携により、女性の視点を積極的に活かした商品開発や女性の起業に向けたメニューを作成します。

このような取り組みを通じ、農林漁業、観光業、商工業の異業種連携のもとに、だれもが自由に意見を出しあい、ともに協力しあう、裾野の広い事業展開をめざします。

2. 【安心・安全の農林水産物ブランド化事業】

(農林水産課 ほか)

■農業

商品開発、直売所経営などに女性の視点を活かしながら、農産物の高付加価値化と販路の拡大に努めて、農産物のブランド化を推進します。

また、道の駅や直売所・学校（給食）・地元商店などとの連携のもとに、地産地消を進めていきます。

■漁業

加工品の付加価値の向上や、道の駅・農産物直売所などでの販売促進に女性の視点を活かし、消費と販路の拡大に努め、水産物のブランド力を高めます。

3. 【花と食によるまちづくり推進事業】

(観光プロモーション課)

南房総市の特色である花と食をテーマに観光メニューを創出し、宿泊滞在型観光地づくりをめざすため、観光商品や食のメニュー開発に、積極的に女性の声を取り入れます。

女性グループの組織化を図るための取り組みを強化し、協議会や打ちあわせなどで意見が述べやすい雰囲気づくりを進めながら、リーダーとなる人材の育成を図ります。

また異業種連携を推進し、団体の立ち上がり円滑となるよう地域ぐるみでのビジネスモデルを構築して、女性力を磨く・活かす持続可能な事業推進体制をつくります。

4. 【新事業創出マネジメント構築事業】

(観光プロモーション課)

宿泊客数増加に向けた域内ビジネスモデルの構築のため、中間支援組織による地域資源活用型の観光プロデュースを展開します。

事業の企画・立案段階から男女が参画し、実施にあたっては女性グループの組織化を図るための取り組みを強化し、協議会や打ちあわせなどで意見が述べやすい雰囲気づくりを進めながら、リーダーとなる人材の育成を図ります。

事業の実施にあたっては、既存の組織にこだわらず、新たに自発的な NPO*や事業者などが連携する仕組みを構築して、集客効果を高めていきます。

5. 【都市農漁村交流促進事業（グリーン・ブルー・エコツーリズム）】

（観光プロモーション課）

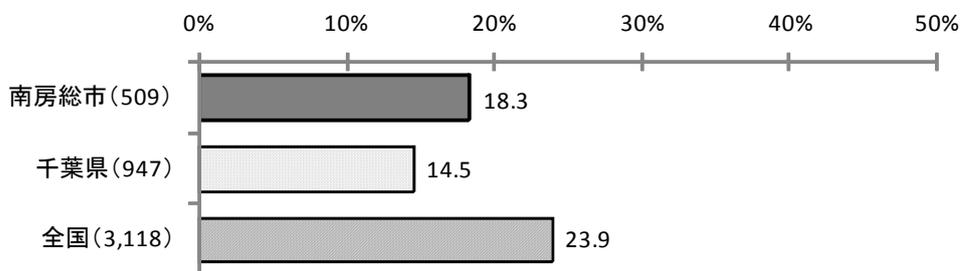
グリーン・ブルー・エコツーリズム※による観光客の誘致と、それにとまなう地域の活性化を図るため、各種の産業や市民の連携による体験メニューづくりを行います。

体験プログラムの整理、人材の育成・活用の段階で男女それぞれが参画できるよう、体制づくりを進めます。また、地域における固定的な役割分担を見直し、無理なく家事・労働のバランスが取れるよう配慮しながら、男女それぞれが持つ技術・能力などを活かしたツーリズム活動を広めます。

◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
職場のなかで男女が平等になっていると感じる人の割合	18.3%	30.0%

図表 職場のなかで男女の地位が「平等」になっていると感じる人の割合



出典：〔市〕市民意識調査（H19）、〔県〕県民意識調査（H16）、〔全国〕世論調査（H19）

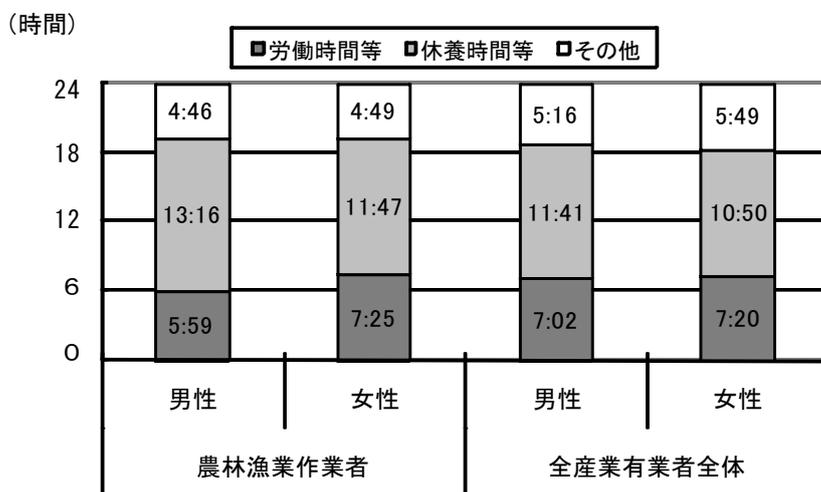
◆コラム～市民の声～

産業の担い手としての女性の力を活かすために、これまで家庭で当たり前に行ってきたことから起業の種を発見したり、女性自身が働きやすい職場をつくるのが大切です。

☆近所の方が趣味でつくっている野菜などをおすそわけしてくれるが、もったいないと感じている。販売する場所があればよいのではないか。

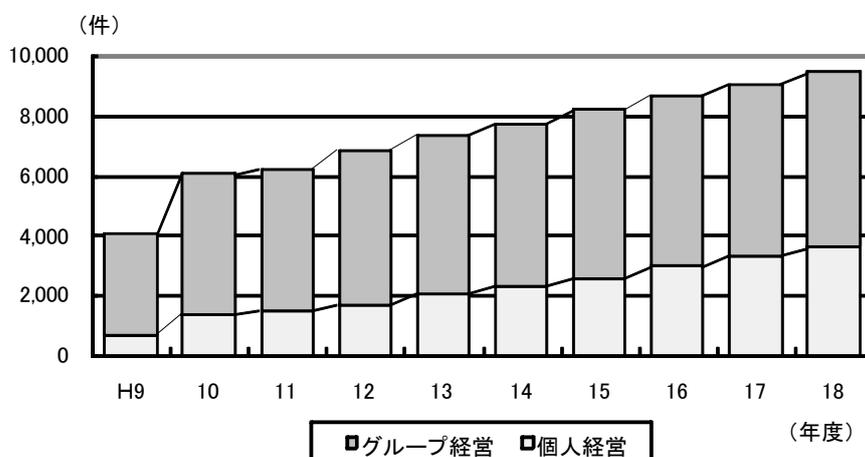
☆子育て中や子育てを終えた女性の働き先がないのであれば、いっそ起業した方がよく、そのための支援が必要だ。

図表 農林漁業作業における男女の生活時間の比較



出典：「平成 17 年版男女共同参画白書」(内閣府)

図表 女性起業数の動向



出典：「農村女性による起業活動実態調査」(H19、農林水産省)

基本目標 3 性別や世代にとらわれず参加する地域づくり（地域）

福祉、観光、まちづくりなどの地域活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域における男女共同参画を促進します。

○本市では、これまで、人と人とのつながりが保たれ、地域における助けあいや、行政区、各種団体における自主的活動が活発に行われてきました。地域のまちづくり活動やボランティア活動に参加する市民は増えており、観光に関連する分野などでは、女性の活躍がみられます。

○しかし近年、過疎化や少子高齢化などにより、地域活動の担い手が減少し、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。

○このため、地域の祭礼やイベントなどの企画運営や消防団などの地域活動に、男女がともに携わることが重要になっています。また、家庭において主に女性が担ってきた子育て、介護などについても地域で支える視点が大切であり、地域で子どもや高齢者を見守る環境をつくり出していくことも必要です。



実現のための取り組み

《1》地域における男女共同参画の促進

1. 【環境学習プログラムの整備事業】

(環境保全課)

市民の環境に対する意識を高め、環境活動への意欲、環境ボランティア精神を培うことをめざして、南房総市民環境大学を開催し、地域から地球規模に至るさまざまな環境問題などについて学習する機会を提供します。

このことにより、環境保全への意識と行動への意識を醸成し、日常生活などにおける実践を促すとともに、「エコリーダー」として環境ボランティアへの参加やその普及に先導的な役割を担う人材を育成します。

環境保全活動は一人ひとりの意識と行動が大切であることから、性別にとらわれない活動への参加を促進し、事業の立案・実施段階において男女の意見を活かしていきます。

2. 【3R活動の推進事業】

(環境保全課)

環境保全のための地域活動に男女がともに参画する環境づくりをめざし、ごみの減量化や資源化に関する環境情報をだれもが入手しやすいよう、市の広報紙やホームページなどを通じて提供していきます。

また、3R*活動の推進などに関する市民向け学習会の実施にあたっては、年齢層や性別を問わずに多くの人に参加しやすいよう、市民の意見などを取り入れながら、日程や場所などを決定していきます。

3. 【地域福祉の充実】

(社会福祉課 ほか)

市民のだれもが安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティアなどの福祉活動を育成しながら、だれもが地域で支えあう体制づくりをめざします。

家庭において子育てや介護を主に担っている女性を支援するため、男性の参画と家族の協力の必要性について、広報紙などさまざまな媒体や機会を通じて啓発を進めます。

さらに、地域における子育てや介護への支援として、子どもや高齢者への声かけ、見守り体制の強化、子育てや介護の教室などの充実と参加を促します。

4. 【防災における男女共同参画推進事業】

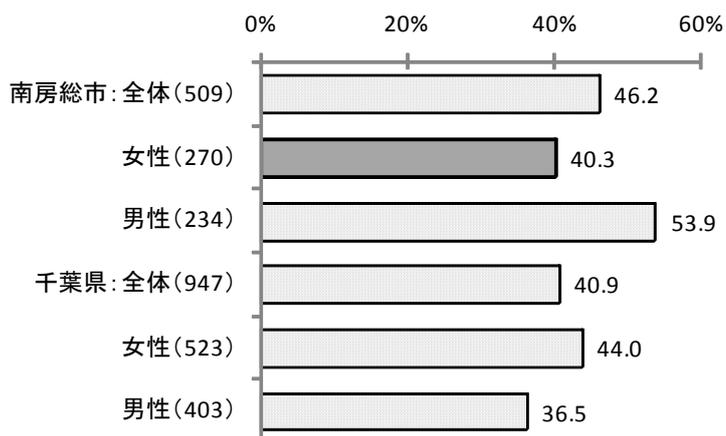
(消防防災課)

防災分野における男女共同参画の推進のため、地域防災活動などに男女共同参画の視点を盛り込みます。災害時においては、女性用更衣室・トイレの整備なども含めた、女性に配慮した取り組みを進めるとともに、消防団への女性の加入や災害時の女性のボランティア要員の確保など、防災活動における女性の参画を促します。

◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
地域活動に参加している女性の割合	40.3%	50.0%

図表 地域活動に参加している人の割合



出典：〔市〕市民意識調査（H19）、〔県〕県民意識調査（H16）

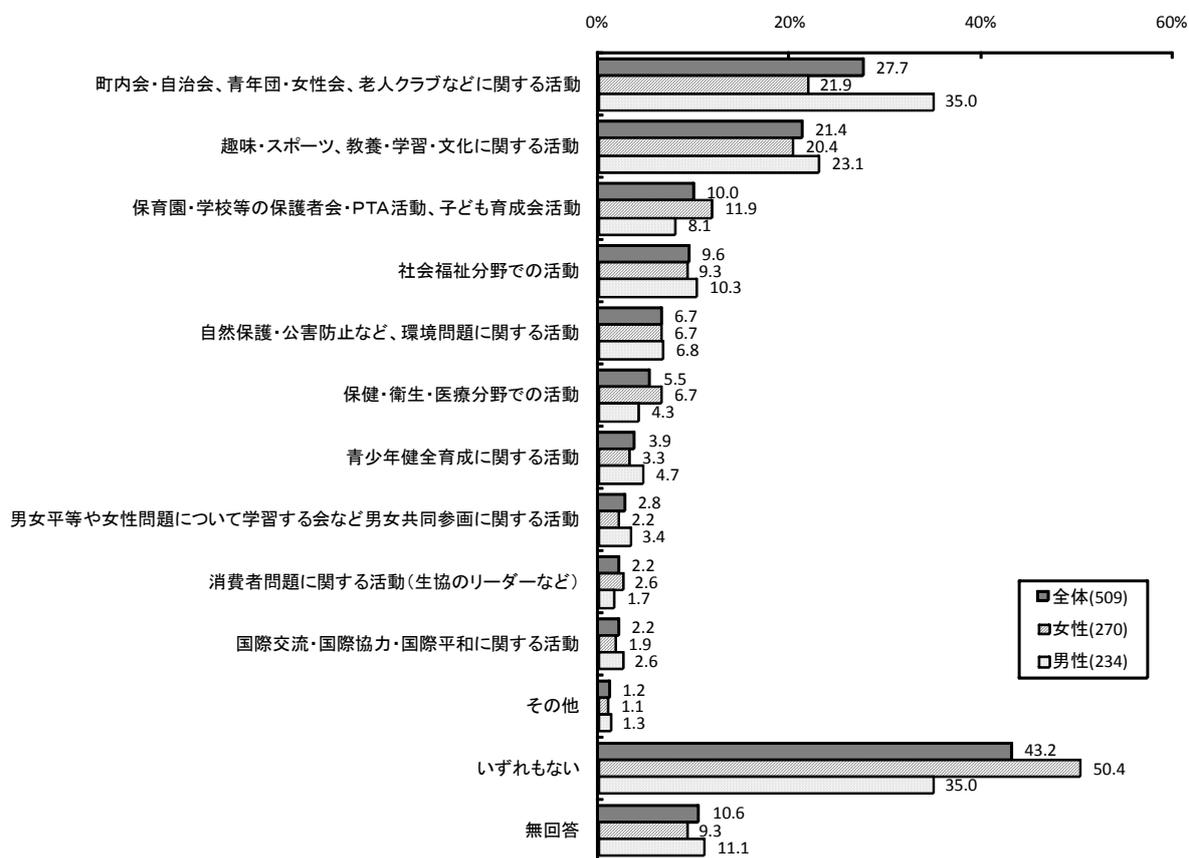
◆コラム～市民の声～

うるおいと活力に満ちた農山漁村としていくために、産業、環境保全、地域福祉などさまざまな分野に女性が参画し、活動できることが大切です。

☆地域の手が足りなくなっている。消防団やお祭りなど、女性ももっと地域の担い手として活躍してもらいたい。

☆地域ごとにベビーシッター、ボランティアなどの仕組みを普及させて、地域で子どもを預けられればよい。

図表 地域活動への参画状況



出典：市民意識調査（H19）

基本目標 4 生涯にわたるからだところの健康づくり（健康）

ライフステージに応じたからだところの健康づくりを進め、だれもが生涯にわたり、いきいきとその人らしく暮らせる環境をめざします。

- 男女がともに担いあう社会をつくり、地域を住みやすく、活力あるものにしていくためには、一人ひとりのからだところの健康づくりが基本となります。
- 特に女性は、妊娠・出産などによりからだに大きな変化が起こるため、とりわけ女性に着目し、健康を維持・増進していけるよう、女性自身の健康に関する意識を高めながら、健康づくりへの支援を進めていくことが大切です。
- 健康づくりの一環となるスポーツ活動については、性別によらず、だれもが生涯楽しめるという視点から、活性化を図っていく必要があります。
- また、生涯にわたり健康で安心して、いきいきと暮らせる環境づくりのためには、社会福祉の充実が必要であり、なかでも高齢者・障害者福祉においては、性別に配慮しつつサービスを提供するとともに、家庭における介護負担が女性に偏らないよう、男性の参画を促していくことが大切になっています。



実現のための取り組み

《1》からだところの健康づくり

1. 【妊産婦や新生児への訪問事業】

(健康増進課)

妊産婦を支援するため、保健師による家庭訪問を行い、新生児の健康確認と保護者の育児不安の軽減を図ります。

また、父親の育児参加を促すため、両親学級や新生児訪問などの機会を活用し、妊娠期から両親で育児を分担し、協力することの大切さを男女ともに意識づけていきます。

2. 【両親学級】

(健康増進課)

男性が女性の妊娠・出産を機に、家事・育児に参加し携われるように、妊娠中の過ごし方や栄養、安産のための補助動作などの具体的な体験談や、演習・実習を交えた事業を展開し、両親で参加しやすい学級づくりをしていきます。

さらに、男性が家事・育児に関心を持つようなテーマ・内容を検討し、活動を通じて固定的な性別による役割分担意識の解消を図りながら、男性の家事・育児への参画を促していきます。

3. 【各種健康診査などの充実】

(健康増進課 ほか)

■健康づくり活動の支援

男女を問わず、だれもがいつまでも健康に暮らすために、特定健康診査の受診を呼びかけ、受診率の向上を図りながら、生活習慣の改善に主眼をおいたさまざまな保健活動を展開していきます。

■子宮がん検診・乳がん検診

女性のための健康づくりは、家庭の健康の基礎となることから、女性特有の子宮がんに対して検診による疾病の早期発見と予防に努めます。

乳がんと子宮がんの予防と早期発見のため、男性にも検診の重要性をPRし、家族ぐるみで病気に対する理解を深めてもらうよう働きかけます。

■骨粗しょう症検診

女性に多くみられる骨粗しょう症を予防し、さらに寝たきり防止に努め、女性のライフステージ[※]に応じた健康教育「女性の健康づくり教室」を実施します。また、予防と早期発見のため、成長期の子どもを含めカルシウム摂取の重要性についてPRし、家族ぐるみで病気に対する理解を深めてもらうよう働きかけます。

4. 【各種スポーツ大会の開催等生涯スポーツの推進事業】 (生涯学習課)

性別による固定的な観念を見直しつつ、市民のニーズに応じて、だれもが生涯楽しめるという観点から、スポーツ活動を活性化させていきます。

また、スポーツ事業実施の際には、可能な限り性別に配慮したトイレの配置や、更衣室の確保などに努め、男女がともに参加しやすい環境づくりに努めていきます。

《2》だれもが生涯にわたり、いきいきとその人らしく暮らせる環境づくり

1. 【高齢者の生きがいづくり事業】 (高齢者福祉課)

高齢者が地域で生きがいを持って生活でき、いつまでもその人らしく輝くことができるよう、老人クラブ、ボランティア、シルバー人材センターの活動の活性化に努めるほか、生きがい活動支援通所事業など各種事業を充実していきます。

2. 【高齢者の生活支援事業】 (高齢者福祉課)

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく自立した日常生活を送ることができるよう、「食」の自立支援事業、緊急通報システム事業、外出支援サービス事業など各種福祉サービスを充実し、高齢者の生活を支援していきます。

3. 【介護予防特定高齢者施策事業】 (高齢者福祉課)

要介護状態に至らない特定高齢者^{*}を的確に把握し、健康を維持・増進でき、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていけるよう、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を呼びかけるなど、介護予防^{*}事業の実施を進めます。

4. 【介護保険推進事業】 (高齢者福祉課 ほか)

高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、在宅を中心とした介護サービスの展開を促します。また、介護サービス事業者においては、介護の質の向上を図るよう働きかけます。

5. 【障害者福祉推進事業】 (社会福祉課)

障害者自身の自己選択・決定を尊重し、その人らしく自立した日常生活を送ることができるよう、「南房総市障害者計画・障害福祉計画」にのっとり、地域の各種団体・事業者との連携を図りながら、障害者の自立に向けた各種福祉サービスの充実に努めていきます。

◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
総合検診（特定健診）の受診率	30.7%	65.0%

図表 総合検診項目別判定結果（平成19年度）

単位：%

項目	異常なし	要観察	要精査	要治療	継続治療
肥満	72	25	0	3	0
血圧	60	8	3	1	28
脂質	44	34	9	0	13
糖	82	1	11	0	6

出典：健康増進課調べ

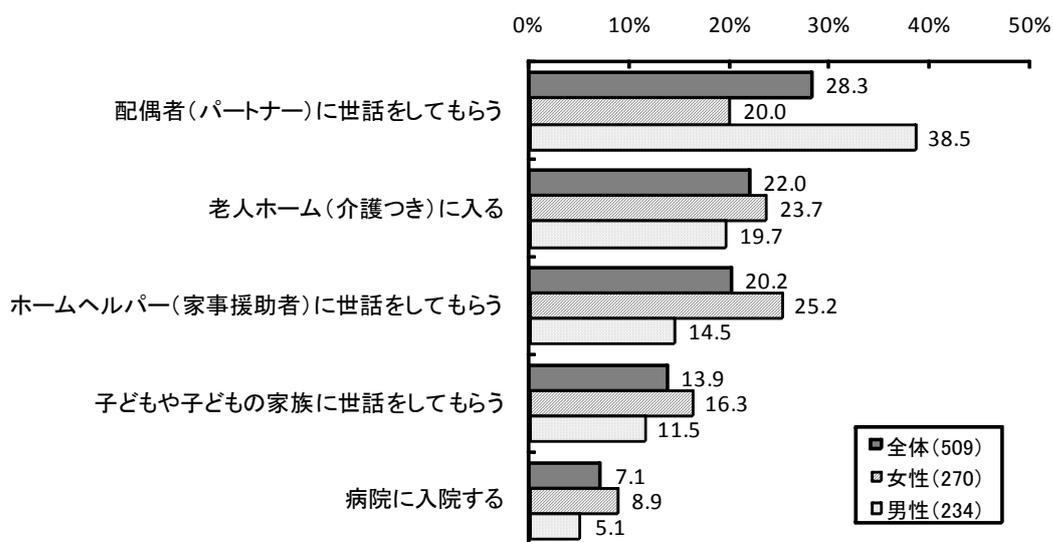
◆コラム～市民の声～

一人ひとりが、生涯にわたりいきいきと暮らしていくために、高齢になっても活躍できるような環境をつくるのが大切です。

☆高齢者や女性が働いてお金を得られるよう、行政に研究してもらいたい。

☆高齢者働く会などの活動に参加している人に、荒れた農地の手入れなどを手伝ってもらってはどうか。

図表 高齢になり介護が必要になった時どうするか

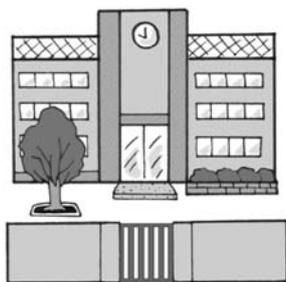


出典：市民意識調査（H19）

基本目標5 一人ひとりの可能性を見つける意識づくり（意識）

だれもがお互いに尊重しあい、また可能性を活かしていける社会づくりに向け、人権の尊重、学校や地域における男女平等教育、地域における制度・慣行の見直しを行い、意識の高揚をめざします。

- 市民意識調査によれば、本市では、社会全体や社会通念・慣習において男性が優遇されていると認識している人が多く、男女の地位はまだまだ平等になっていないという意識が強くあります。他方で、男女共同参画を推進する動きについては、関心がある人が半数いるものの、わからないという人も多い状況です。
- 伝統的な「男らしさ」「女らしさ」に基づく役割分担は、家庭・職場・地域などでの活動のある側面で円滑にしてきた一方、それが当然のこととして受け止められてきたことが、個人の参加の機会を性別によって制限することにつながってきたともいえます。
- このため、地域の伝統の良いところを受け継ぎながらも、一人ひとりが、性別にとらわれず自分の可能性を活かすという意識を高めていくことが必要であり、周囲の理解も大切となっています。
- また近年、夫婦や恋人などの男女間における暴力が、力で相手を支配する人権侵害であるとして問題とされており、性別にかかわらず相手を尊重する意識を育てていくことが必要です。
- これらの課題解決に向けては、男女がともに家庭・職場・地域を担っていくという意識を育むことができるよう、一人ひとりが身近なこととして感じ、理解するといった日常生活での気づきが重要であり、わかりやすい言葉を用いながら啓発を進めていくことが大切です。



実現のための取り組み

《1》人権の尊重

1. 【人権尊重 広報・啓発事業】

(市民課)

市内の小中学校での人権教育や、人権作文コンテストの実施、市広報紙への人権情報の掲載などを通じて人権啓発活動を進め、人権を尊重する意識を育みます。

男女の区別なく、各人権擁護委員が事業の計画に参加し、意見を出しやすい環境を醸成します。また、だれもが利用しやすい人権相談窓口の開設に努めます。

2. 【男女共同参画の意識啓発事業】

(企画政策課)

男女共同参画に対する市民や職員の関心を高め、理解を深めるため、家庭や職場などの日常生活における事例を用いるなど、男女双方の視点からみてわかりやすい内容を掲載しながら、広報や市ホームページでの情報提供を充実していきます。

また、公民館事業などと連携し、男女共同参画に関する講演会や研修会などを開催していきます。

3. 【被害者（DV・児童虐待等）の相談・支援体制の確立】

(企画政策課 ほか)

夫婦など男女間における暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*}=DV）を根絶するため、安房健康福祉センターや警察などの関係機関と連携して相談・支援体制を確立し、児童・高齢者・障害者などに対する虐待への対応とあわせた総合的な相談窓口を設置するなど、被害者への支援に努めていきます。

《2》学校や地域における男女平等教育

1. 【男女平等教育推進事業】

(学校教育課)

性別にとらわれない、園児および児童・生徒の個性を活かす指導を行うとともに、男女混合名簿の導入などにより、子どもの頃から男女平等を意識するよう働きかけます。

また、教職員が男女平等教育への理解を深められるよう研修を実施し、その内容を児童・生徒への指導に反映させていきます。

2. 【生涯学習推進事業】

(生涯学習課)

公民館などの教室・講座では、男女平等や男女共同参画とは何かについて、幅広い世代が講義や実践を通して知る機会をつくります。

教室・講座の開催にあたってはアンケートを実施して、男女それぞれの課題や必要とされている学習内容を把握します。また、日時などを考慮して男女がともに参加しやすいようにしていきます。

男性の家庭参画への意識を高めるため、男性料理教室などの男性を対象とした講座などを充実します。また、女性の社会進出への意識を高めるため、仕事と生活の調和などに関する講座を開いて、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

さらに、各種教室の講師として女性の積極的な登用を進めるなど、地域における女性の発表や表現の場を広げます。

3. 【社会教育関係助成事業】

(生涯学習課)

学習・啓発活動などを通じ、家庭・学校・地域・事業所など社会における男女の固定的な考え方を、必要に応じて見直す機会をつくっていきます。

男女を問わない市民の自主的な活動の活性化のため、社会教育団体への情報提供や講習会の開催、地区団体間の交流や情報交換の場を提供するとともに、市全体での組織づくりの指導などを行い、市民の活動を支援します。

また、事業開催にあたっては、参加者からの意見なども取り入れて、参加しやすい日曜日などにも開催していきます。

《3》地域における制度・慣行の見直し

1. 【地域における男女共同参画啓発事業】

(企画政策課)

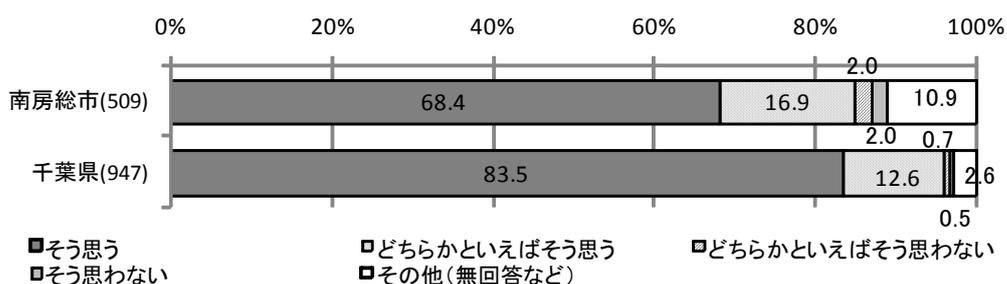
地域における意識啓発を図るため、自治会などの地域の集まりにおいて、男女共同参画に関する法制度や市の取り組み状況などの情報提供や、講座の開催などを進めます。

また、地域のイベントや祭礼など、コミュニティ活動への支援を通じて、活動の企画・実施など各段階における女性の参画を促します。

◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
子どもの教育において性別にとらわれず、勇気や決断力などを身につけさせる方がよいと考える人の割合	68.4%	80.0%

図表 子どもの教育において「性別にとらわれず、勇気や決断力、思いやりを身につけさせる方がよい」と考える人の割合



出典：〔市〕市民意識調査（H19）、〔県〕県民意識調査（H16）

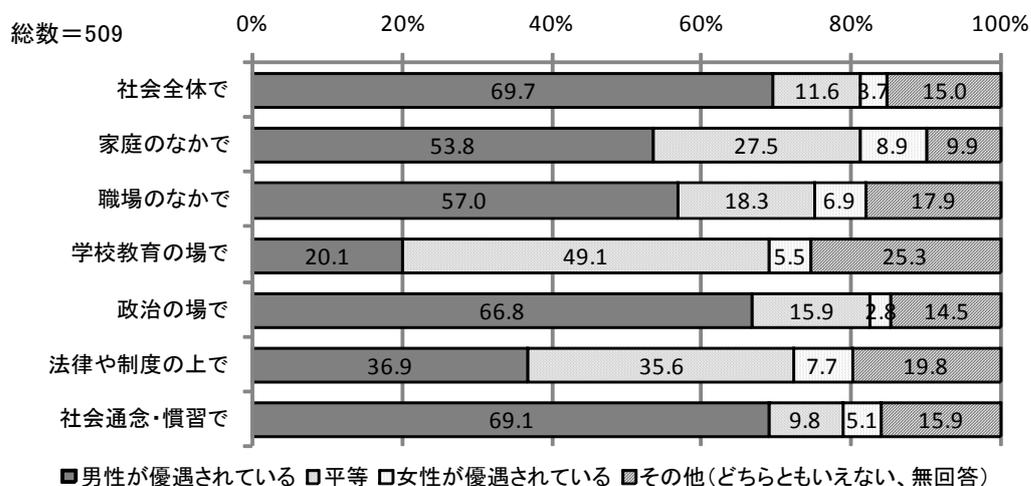
◆コラム～市民の声～

一人ひとりが尊重しあい、個性や能力を活かしていける社会にしていくために、子どもの頃からの教育や、女性自身が知識を得る努力も大切です。

☆人の考え方は、育った家庭・学校教育によって作り上げられるので、まず家庭からそして教育の場で理想に向かって進めていけばよい。

☆地域によっては、女性の発言が頭ごなしに否定されたり、「女のくせに」と言う男性もいるが、女性も発言や行動するためには、ある程度の勉強が必要である。

図表 あらゆる分野での男女の平等感



出典：市民意識調査（H19）

基本目標 6 みんなで話題にできる推進体制づくり（推進）

市民に先駆け、市役所において男女共同参画推進事業に率先して取り組むとともに、市民・事業所・市役所の一人ひとりが関心を持ち、話題にしながら、みんなで取り組んでいく体制づくりをめざします。

- 男女共同参画を進めていくためには、産業・教育・福祉など、市民生活のさまざまな分野にまたがった横断的な取り組みが重要となります。
- また、この計画を実行性のあるものにしていくためには、市民・事業所・市役所が連携し、地域全体として取り組みを進めることが大切で、市役所は先導役となり率先して取り組むことが必要です。
- 市役所では、施策・事業、日常業務における男女共同参画の視点を徹底し、庁内全体で推進していくことが必要となります。特に、リーダーとしての女性職員の育成、登用の促進などにより、庁内における政策・方針決定の場への女性の参画を進めることが重要です。
- 一方、市民に対しては、市の各種審議会・委員会への女性の参画促進、地域の各種団体・機関などにおける女性参画に向けた働きかけをしていくことが必要です。
- また、国・県などの関係機関、事業所とも連携を図りながら、男女共同参画を推進する総合的な体制づくりに取り組んでいくことが必要です。



実現のための取り組み

《1》みんなで取り組む体制づくり

1. 【各種審議会・委員会への女性委員の登用】

(企画政策課)

政策・方針決定の場への女性参画を推進するため、各種計画などの諮問機関である、審議会・委員会などへの女性委員の登用に全庁的に取り組み、全委員のうち女性委員の占める割合を30%以上とします。

また、女性の人材の育成・確保のため、地域で活躍している女性人材のリストなどを作成します。

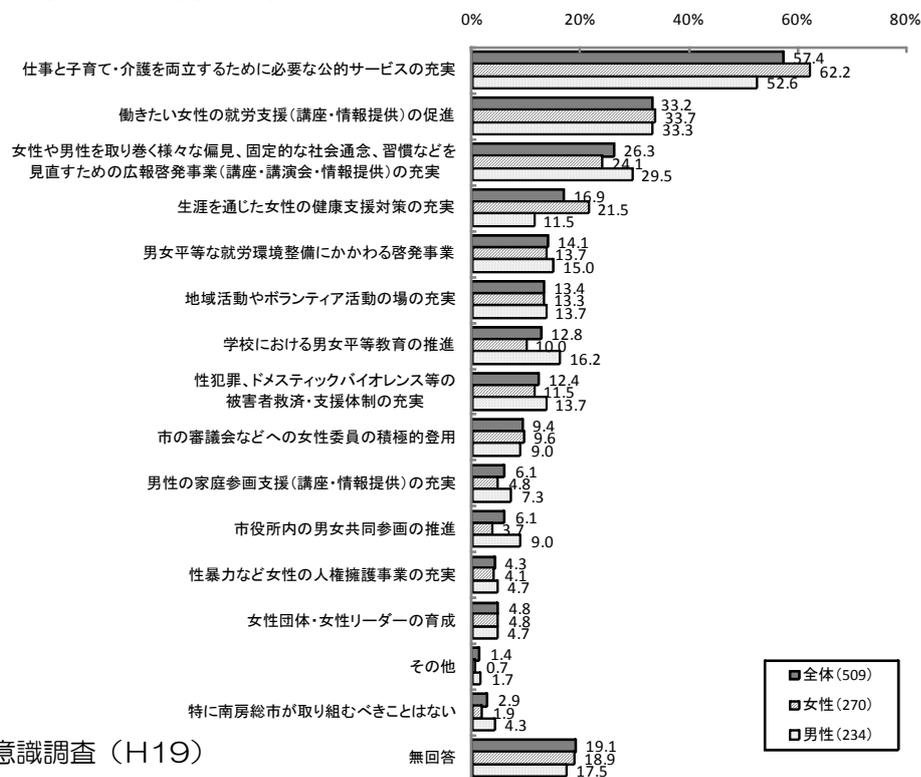
2. 【男女共同参画推進体制の確立事業】

(企画政策課)

男女共同参画を横断的に推進していくため、庁内における関係各課による連携体制を強化していきます。

また、市役所と地域との連携を深めていくため、広報などを通じて市民・事業所などへの計画の周知を進めるだけでなく、事業の成果について把握し公表していきます。このほか、市民意識調査の継続的な実施により、市民の意識を把握しながらニーズに即した取り組みが展開できるよう努めます。

図表 男女共同参画社会へ向けて市が取り組むべきこと



出典：市民意識調査 (H19)

《2》市役所における男女共同参画推進事業

1.【市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進】

(総務課)

すべての職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）が実現されるよう、これまでの働き方を必要に応じて見直し、男女双方への育児休業（目標取得率：男性5%、女性100%《目標年度：平成23年度》）および介護休業取得の促進や復帰後の支援、代替要員の配置、短時間勤務の推進、ノー残業デーの実施や年次休暇の取得などを積極的に促進します。

2.【市役所における女性職員の登用と能力発揮の促進】

(総務課)

多様な研修への参加や適材適所の人事配置などを通じて、資質の向上に努め、その能力を十分に発揮し、リーダーとして活躍できる女性職員の育成をめざします。

■女性職員の管理職への登用促進

女性職員が今まで以上に市役所の意思決定などに参画し、その意欲と能力を発揮できるよう、管理職への登用や多様な職域への配置を進めます。

■計画的な研修機会の提供

年次研修計画に基づき、男女問わず公平な研修参加の機会を提供するとともに、希望選択による研修参加、マネジメント能力・リーダーシップ向上に向けた研修への女性職員の参加、男女共同参画意識の高揚やこれを意識した接遇マナーなどの研修への参加を促進します。

■新たな職域やプロジェクトなどへの参画

幅広い業務能力や職務経験を積める、性別によらない適材適所の人事配置に努めるとともに、プロジェクトなどへの女性職員の参画を促進します。

3.【男女共同参画社会の形成という視点での業務遂行】

(総務課)

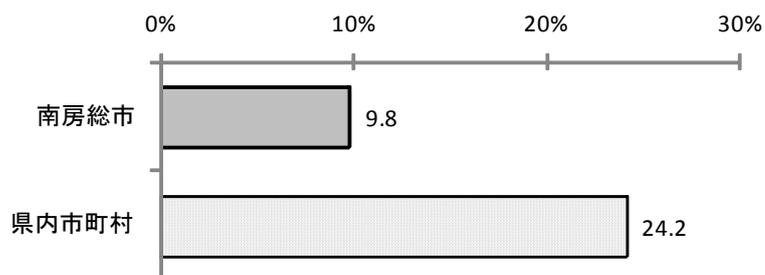
窓口や電話での対応において、男女の役割の固定化や不平等につながる表現がないように配慮する視点を持てるよう、全庁に徹底します。

また、公文書（通知文、広報、ポスターなど）の作成では、性別にとらわれない視点を念頭に公平・公正な立場で表現するよう、全庁に意識づけを図ります。

◆指標

項目	現状値（H19）	目標値（H25）
審議会などにおける女性委員の割合	9.8%	30.0%

図表 審議会などにおける女性委員の登用状況



出典：「平成19年度市町村男女共同参画推進体制」（千葉県総合企画部男女共同参画課）

◆コラム～市民の声～

本市で男女共同参画を進めていくために、性別にかかわらず重要な役割につくことができるような意識づくりが必要で、市民の意見を聞いて、より実効性のある計画にしていくことが大切です。

☆当地区の行政委員（区長・区長代理・組長など）は男しかない。女はダメという社会通念を改める活動も必要だ。

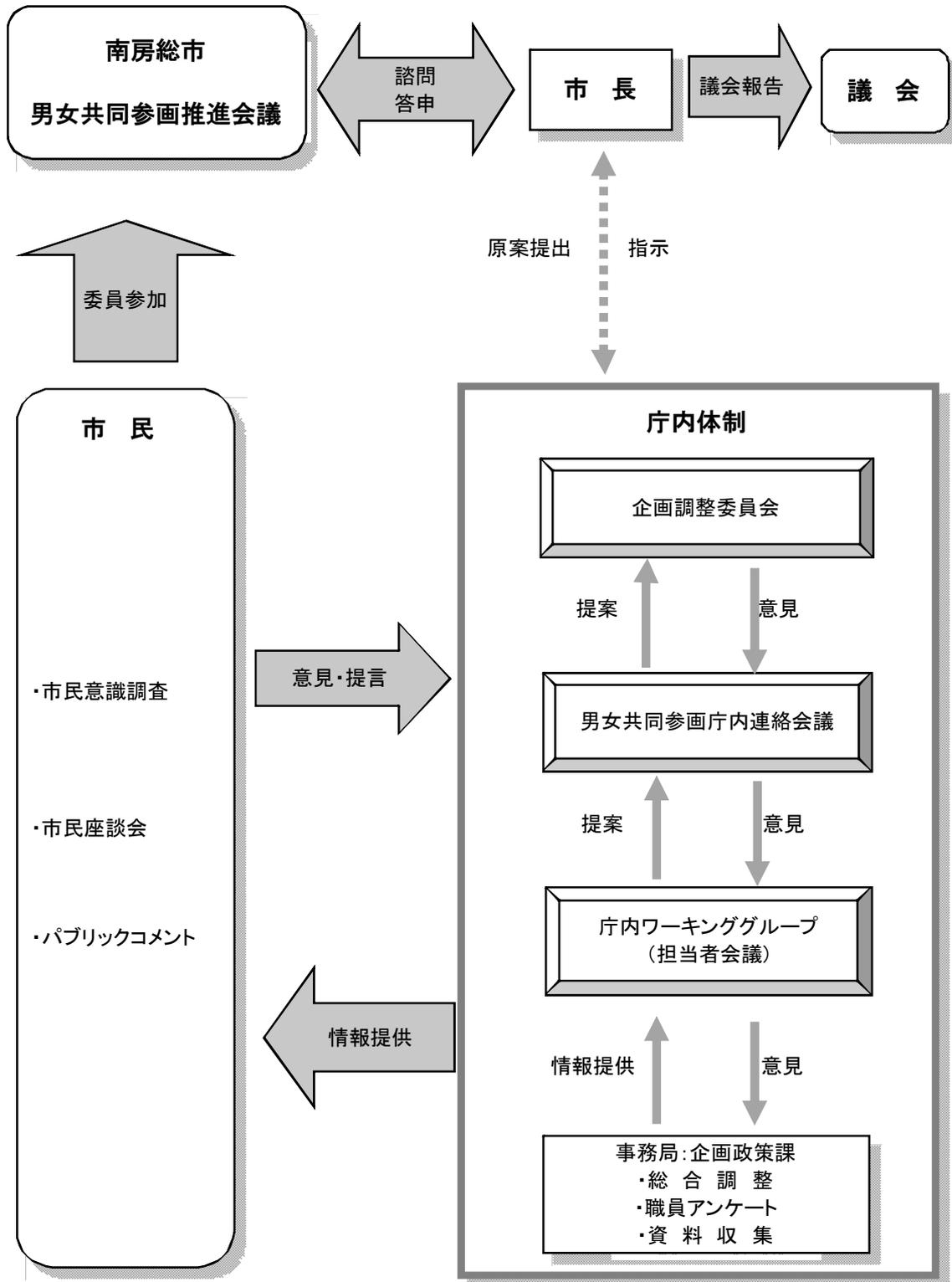
☆農協・漁協・商工会等の各男女支部長、役員など各分野から市民の声を聞き参考にした方がよいと思う。

第4章 参考資料

1. 策定の経過

年	月	市民参加	職員参加・庁内検討など
H19年	10月	・市民意識調査	
H20年	6月		・職員意識調査
	7月		・第1回庁内連絡会議
	8月	・第1回推進会議	・男女共同参画研修会 ・職員ワークショップ (第1回・第2回・第3回)
	9月	・市民座談会① (子育て中の女性のグループ) ・市民座談会② (農業・加工業・飲食業などを営む女性のグループ)	・職員ワークショップ (第4回・第5回)
	10月	・第2回推進会議	・第2回庁内連絡会議
	11月	・パブリックコメント	
	12月	・第3回推進会議	

2. 策定体制



3. 南房総市男女共同参画推進会議設置条例

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」)の策定及び円滑な実施の推進を図るため、市長の附属機関として南房総市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、男女共同参画推進計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査研究し、市長に答申する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより委嘱された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南房総市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表中総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進会議委員	日額	8,500円
--------------	----	--------

4. 南房総市男女共同参画推進会議委員名簿

任期：平成20年8月1日から平成21年2月27日

選任の区分	氏名	要職等（委員就任時）
男女共同参画推進会議 設置条例 第3条第2項第1号委員 <u>学識経験のある者</u>	おばた けいこ 小幡 啓子	南房総市教育委員会委員
	いわさき みさこ 岩崎 美沙子	元小学校校長
	いずみさわ てるお 和泉澤 輝雄	安房農業協同組合参事
	いしい まさと 石井 正人	房州ちくら漁業協同組合事業部長
	ことうだ やすのり 小藤田 康則	内房商工会青年部
	たなか すえこ 田中 久子	朝夷商工会女性部
	おざわ よしえ 小沢 禔江	人権擁護委員
	さなだ ふみえ 眞田 文江	民生委員児童委員
わたなべ ゆたか 渡邊 裕	南房総市公民館運営審議会会長	
男女共同参画推進会議 設置条例 第3条第2項第2号委員 <u>市民</u>	ひらの よしお 平野 好生	行政連絡員会長
	かねぎ ひさよ 金木 久代	三芳中学校PTA会長
	かめだ ゆうこ 亀田 裕子	青少年相談員
	いしい まさお 石井 正郎	市民公募委員

※平成20年8月1日現在・要職等は、審議会委員委嘱時の役職等を記載。

5. 南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、南房総市男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る庁内連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 連絡会議に、会長及び副会長各1人を置き、会長は、企画部企画政策課長の職にある者を、副会長は、保健福祉部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、連絡会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会議の会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(研究会)

第5条 連絡会議に、男女共同参画に関する施策を調査し、及び研究するため、研究会を置くことができる。

2 研究会は、研究の結果を会長に報告するものとする。

3 研究会の委員は、市職員のうちから会長が指名する。

4 研究会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
企画部企画政策課長、総務部総務課長、保健福祉部健康増進課長、保健福祉部子育て支援課長、生活環境部市民課長、農林水産部農林水産課長、商工観光部商工観光課長、建設部建設課長、水道部業務課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局生涯学習課長、議会事務局次長

6. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7. 男女共同参画に向けた国内外の動き（国際婦人年以降）

年	世界	国	千葉県
1975 (昭和 50)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・総理府婦人問題担当室開設	
1976 (昭和 51)	・国連婦人の10年（～1985年）	・民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる） ・戸籍法公布、施行	
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置
1978 (昭和 53)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置
1979 (昭和 54)	・国連総会第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
1980 (昭和 55)	・国連婦人の10年中間年世界会議（コペンハーゲン）で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・民法一部改正（配偶者の相続分 1/3 から 1/2 へ） ・「女子差別撤廃条約」に署名	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
1981 (昭和 56)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館開設
1982 (昭和 57)			・婦人問題推進のつどい開催
1983 (昭和 58)			・女性管理能力養成講座開設
1984 (昭和 59)		・国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ） ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和 60)	・国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）で、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国民年金法改正（専業主婦の基礎年金保証） ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置
1986 (昭和 61)		・婦人問題企画推進本部の拡充	・婦人フォーラム県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・婦人の海外派遣（婦人のつばさ）実施
1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ・所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行	

年	世界	国	千葉県
1988 (昭和 63)		・労働基準法改正（週 40 時間制）	・国際婦人フォーラム開催
1989 (平成元)	・「児童の権利に関する条約」採択	・法令の一部を改正する法律（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等） ・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ・パートタイム労働指針告示	・「婦人問題に関する意識調査」実施
1990 (平成 2)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置
1991 (平成 3)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画（第 1 次改訂）」策定 ・「育児休業等に関する法律」公布	・「さわやかちば女性プラン」策定
1992 (平成 4)		・初の婦人問題担当大臣誕生	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
1993 (平成 5)	・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布、施行	・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
1994 (平成 6)		・総理府に「男女共同参画室」新設 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「児童の権利に関する条約」批准	
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議（北京）で「北京宣言」「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立 ・「ILO 第 156 号条約」（家族的責任条約）批准	・第 4 回世界女性会議（NGO フォーラム）派遣事業実施
1996 (平成 8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター開設
1997 (平成 9)		・「男女雇用機会均等法」改正（差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応） ・「労働基準法」一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等） ・「育児・介護休業法」一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設）	

年	世界	国	千葉県
1998 (平成 10)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
1999 (平成 11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「育児・介護休業法」の全面施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行（女性の参画の促進）	
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）で「成果文書」採択	・介護保険制度開始 ・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
2001 (平成 13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	・「千葉県男女共同参画計画」策定
2002 (平成 14)			・千葉県女性サポートセンター開設
2003 (平成 15)			
2004 (平成 16)		・「改正DV防止法」施行	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
2005 (平成 17)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	
2006 (平成 18)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・「千葉県男女共同参画計画（第2次）」策定
2007 (平成 19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会の設置 ・「パートタイム労働法」改正	
2008 (平成 20)		・「DV防止法」（一部改正）の施行	

8. 推進会議への諮問・答申

南企第417号
平成20年8月1日

南房総市男女共同参画推進会議会長 様

南房総市長 石 井 裕

南房総市男女共同参画推進計画について（諮問）

このことについて、南房総市男女共同参画推進会議設置条例（平成20年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

南房総市男女共同参画推進計画の策定について

2 諮問理由

近年、少子高齢化、情報化社会の進展、経済の成熟化、市民の価値観の多様化など市民を取り巻く社会環境は、急激に変化しています。

このような中、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。また、市民と行政が協働のまちづくりを進めていくためには、男女が家庭・職場・地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要であります。

つきましては、家庭、地域社会、職場において男女がともに担いあう環境づくりに向けての男女平等の意識づくりを推進するため、南房総市男女共同参画推進計画について、ご審議をお願いいたします。

平成20年12月18日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市男女共同参画推進会議
会 長 小 幡 啓 子

南房総市男女共同参画推進計画について（答申）

平成20年8月1日付け南企第417号で諮問のありました南房総市男女共同参画推進計画について、下記のとおり答申します。

記

近年、地方分権の進展、本格的な少子高齢社会の到来、情報通信技術の発展、地球規模での環境問題への対応、さらには行財政改革の推進など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しています。

特に急激に少子高齢化が進む本市においては、男女が家庭・職場・地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが必要となっています。

当推進会議は、本市の男女共同参画推進計画における将来のあるべき姿と方向性について慎重に審議した結果、本市の特性と課題解決に向けた内容であり、概ね妥当であると認め、ここにその旨を答申します。

今後は、次に掲げる事項に留意するとともに、この答申の趣旨を尊重し、本計画の将来像である「男性も女性も 支えあい助けあう 住みよい地域」の実現に向けた男女平等の意識づくりに努めていただきたい。

- 1 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、社会のあらゆる分野で男女を問わず、個人がその能力を十分発揮でき、男女がともに責任を担いあいながら、均等に政治的、経済的、社会的、文化的に利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めていただきたい。
- 2 男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、環境整備に努めていただきたい。
- 3 少子高齢化への対応は本市にとって大きな課題であり、家庭における子育てや介護、地域における支えあいなどの地域活動に、男女がともに参画しやすい環境づくりに努めていただきたい。
- 4 審議の過程において、施策に関する有意義な意見も多く、本計画の推進にあたっては、これらについても十分に配慮いただきたい。

9. 用語解説

用 語	解 説
エコツーリズム 〔p.21〕	旅行者が自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ余暇活動のあり方のこと。
NPO 〔p.20〕	民間非営利組織（Non-Profit Organization）のこと。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織をさす。
介護予防 〔p.29〕	介護を要する状態の軽減、悪化の防止のため、平成 18 年の介護保険法改正にともない導入された取り組みのこと。運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などがある。
家族経営協定 〔p.19〕	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
協働 〔p.1,14〕	行政と市民が、対等の立場でお互いに協力しあいながら、地域の問題解決などに取り組むこと。
グリーン・ブルー ツーリズム 〔p.21〕	グリーンツーリズムとブルーツーリズムのこと。前者は、農林水産省により提唱された、農山村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。後者は、漁村地域における、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、広義にはグリーンツーリズムに含まれる。
3R 〔p.24〕	Reduce（リデュース：廃棄物の排出抑制）、Reuse（リユース：製品などの再使用）、Recycle（リサイクル：資源としての再生利用）の頭文字をとった言葉であり、これを包括した取り組みのこと。
セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ） 〔p.5〕	相手の意に反した性的な言動のこと。不必要に体にさわる、性的関係を強要する、性的な噂を言いふらすなどがあたる。
男女共同参画社会 〔p.1,3,4,6,7,8〕	男女が、社会の対等な構成員として、伝統的な考え方や慣習などにとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
特定高齢者 〔p.29〕	総合検診または医療機関受診などにより、生活機能の低下がみられ、将来的に介護が必要となる可能性が高いと認められた高齢者のこと。（要介護認定で非該当となった人など）

用 語	解 説
ドメスティック・バイオレンス (DV) 〔p.32〕	夫や恋人など親密な関係にある相手（過去にそうであった人を含む）からの暴力のこと。身体的な暴力のみならず、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も暴力にあたりとされている。
認定農業者 〔p.18〕	農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。
フレックスタイム制度 〔p.11〕	1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯と、出社・退社が自由な時間帯とにわけ、出社・退社の時刻を労働者に委ねる制度のこと。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置） 〔p.2〕	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。
幼保一元化 〔p.12〕	少子化の進行やニーズの多様化にともなう問題点を解決するため、幼稚園と保育所の施設や運営を一元化すること。
ライフステージ 〔p.28〕	人生（生涯）のある時期（段階）のこと。成人期や中年期など、その時期におけるその人の生き方や生活のしかたとその変化をさす。
労働力率 〔p.16〕	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と失業者の合計）の割合のこと。
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和） 〔p.3,19,37〕	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

南房総市男女共同参画推進計画

平成 21 年 3 月
発行：南房総市
編集：企画部企画政策課

〒299-2492
千葉県南房総市富浦町青木 28 番地
TEL：0470（33）1001（代表）
FAX：0470（20）4598

南房総市男女共同参画推進計画

みなと
男性も女性も 支えあい助けあう 住みよい地域
～お互いの可能性を広げていこう～

